川西市告示第１１０号

川西市自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和６２年川西市条例第２１号）第１１条第２項及び第１２条第２項の規定に基づき、放置自転車等を保管したので、同条例第１３条第１項及び川西市自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則（昭和６２年川西市規則第３０号）第４条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和８年１１月１１日

川西市長　越 田　謙 治 郎

記

１．移動した理由　　自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の放置
２．移動した区域　　別紙のとおり
　および年月日
３．保　管　場　所　　川西市加茂６丁目３番１号
　　川西市放置自転車保管センター
４．保　管　期　間　　令和８年１２月１１日まで
５．返　還　時　間　　火・水・金・土
　　午前１０時から午後５時３０分まで
　　（祝日及び１２月２９日～１月３日を除く）
６．返還を受けるための手続
　（１）申請場所　　川西市加茂６丁目３番１号
　　川西市放置自転車保管センター
　（２）持参するもの
　　ア　住所及び氏名を証明するもの
　　イ　自転車等の利用者又は所有者であることを証明するもの
　　ウ　移動費用　　自転車１台につき　　３，０００円
　　原動機付自転車等１台につき　　５，２５０円
７．引取りのない場合の措置（処分）
　この告示の日から起算して１箇月経過後処分する。
８．連　絡　先　　川西市放置自転車保管センター
　　電話　０７２（７５６）８９０８

○移動した区域および年月日

【別紙】

移動した区域	移動台数		年月日
阪急電鉄　川西能勢口駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1 台 台	令和8年10月3日
阪急電鉄　川西能勢口駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1 台 台	令和8年10月6日
久代5-3-6　地先	自転車 原動機付自転車等	1 台 台	令和8年10月6日
能勢電鉄　滝山駅周辺	自転車 原動機付自転車等	台 1 台	令和8年10月9日
阪急電鉄　川西能勢口駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1 台 台	令和8年10月14日
能勢電鉄　平野駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1 台 台	令和8年10月17日
阪急電鉄　川西能勢口駅周辺	自転車 原動機付自転車等	1 台 台	令和8年10月20日
久代3-12-16　地先	自転車 原動機付自転車等	1 台 台	令和8年10月23日
	総計(自転車)	7 台	
	総計(原付自転車等)	1 台	